

平成20年度道路交通管理統計の概要

国土交通省 道路局 道路交通管理課

1 はじめに

道路交通管理統計調査は、全国の道路における道路の管理体制、道路管理施設の整備状況等の道路交通管理の実態を的確に把握するとともに、今後の社会情勢の変化に対応し、道路の実態に即した望ましい道路交通管理のあり方について検討するための基礎資料を得ることを目的として、毎年度実施しているものである。

本調査の対象は、道路法に基づき指定又は認定され、道路管理者が管理しているすべての道路を対象としており、道路運送法に基づく一般自動車道等は含まれていない。

調査項目については次のとおりである。

道路管理の現況

- ・道路監理員の任命状況
- ・道路管理用車両の保有状況
- ・道路パトロールの実施実績
- ・道路情報管理施設等の設置状況

異常気象時の対応

- ・道路災害の発生状況
- ・異常気象時の通行規制実績
- ・異常気象時の警戒・緊急体制の発動実績
- ・道路情報モニターの活動実績

違法車両の取締り等

- ・車両取締り機器等の設置状況
- ・道路標識による高さ、総重量等の制限の状況
- ・特殊車両の指導取締り実績
- ・路上放置車両の処理実績

2 平成20年度道路交通管理統計の概要

1 道路管理の現況

道路交通管理統計においては、道路管理の現況を知るため、道路の管理体制、施設の整備状況について調査を行っている。

《道路情報管理施設等の設置状況について》

道路情報管理施設とは、道路管理者が安全かつ円滑な道路交通の確保のため必要な情報を収集し、又は道路利用者に当該情報を提供するために設置される施設であり、道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設等が含まれる。

(1) 道路情報板等の設置状況

平成21年4月1日現在における主な施設の整備状況は、道路情報板が22,796基(うち電光式17,093基)、車両監視用テレビは17,382基、ビーコンは3,042基等となっている。近年においては、電光式道路情報板や警報表示板による道路利用者への道路情報提供の充実を図るとともに、車両監視用テレビや交通量測定器による道路の利用状況の把握に努めている。(表1、図1、図2参照)

表1 道路情報管理施設等の設置状況(平成21年4月1日現在)

道路種別	道路情報板 (基)					警報表示板 (基)			車両監視用テレビ (台)			交通量測定器 (基)			路側放送 (区間)	ビーコン (基)	道路交通 遮断装置 (基)	
	A型	B型	C型	電光式	計	トンネル	その他	計	トンネル	その他	計	料金所	その他	計				
高速自動車国道	5	54	0	5,394	5,453	1,027	0	1,027	2,176	801	2,977	0	3,393	3,393	194	1,641	136	
本州四国連絡道路	0	20	5	124	149	29	8	37	53	43	96	36	22	58	2	18	0	
都市高速道路	1	4	4	1,287	1,296	158	0	158	1,063	1,507	2,570	999	4,867	5,866	39	585	156	
一般国道	指定区間内	201	31	7	3,556	3,795	1,661	171	1,832	2,708	6,239	8,947	0	1,006	1,006	108	523	693
	指定区間外	120	326	785	2,167	3,398	1,109	71	1,180	230	221	451	0	15	15	25	11	154
都道府県道	98	651	2,365	2,450	5,564	913	233	1,146	177	187	364	0	18	18	16	0	886	
市町村道	145	91	565	342	1,143	223	180	403	70	269	339	3	6	9	3	4	61	
一般 有料道路	東・中・西日本 高速道路株式会社	0	74	0	1,093	1,167	210	0	210	444	133	577	0	658	658	19	259	87
	地方道路公社	28	81	42	680	831	226	21	247	641	420	1,061	653	154	807	24	1	365
計	598	1,332	3,773	17,093	22,796	5,556	684	6,240	7,562	9,820	17,382	1,691	10,139	11,830	430	3,042	2,538	

- 注(1) 施設は道路管理者が所有しているものを計上し、警察等他機関に貸与しているものを含む。
(2) 道路情報板の種類は、「道路情報装置の規格について」(昭和47年9月27日付け建設省道企発第52号道路局企画課長通達)に、下記の区分とした。
A型 : オーバーヘッド型式のもの。
B型 : 路側設置型で表示幕により表示するもの。
C型 : 路側設置型で表示板により表示するもの。
電光式 : オーバーヘッド型、路側設置型といった型式にかかわらず、電光又はLEDにより文字を形成するもの。
(3) 警報表示板は、専らトンネル内事故、雪崩等災害の発生を表示するものを、トンネル内事故発生を表示するため設置したものとその他のものを区別して計上した。
(4) 車両監視用テレビは、道路交通の状態を監視するため設置したテレビカメラで、トンネル内の状態を監視するためのものとその他のものを区別して計上した。
(5) 路側放送とは、路側に設置された中波放送機(モノポールアンテナ、誘導通信ケーブル)により、車載のカーラジオを通じて、道路交通情報を常時提供できるシステムをいい、中波放送機1基の放送区間を1箇所とし、同一区間であっても、2基の放送機によって上下線で異なる放送を行っている場合は、2箇所として計上した。
(6) ビーコンとは、VICS(道路交通情報通信システム:電波を用いて、リアルタイムで道路交通情報等運転者が必要とする情報を車載のコンピュータに提供するシステム)における発信器として、道路管理者が路側に設置したものをいう。

図1 道路情報管理施設等の設置状況(平成21年4月1日現在)

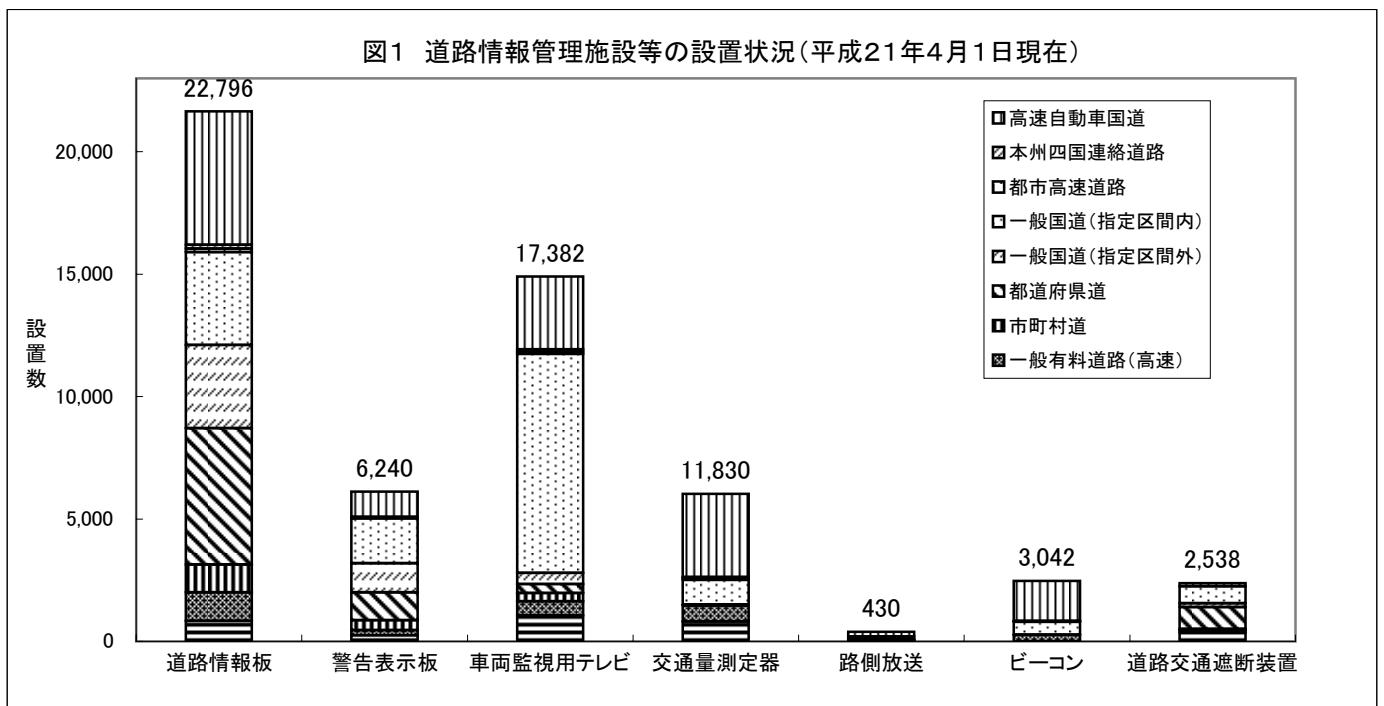
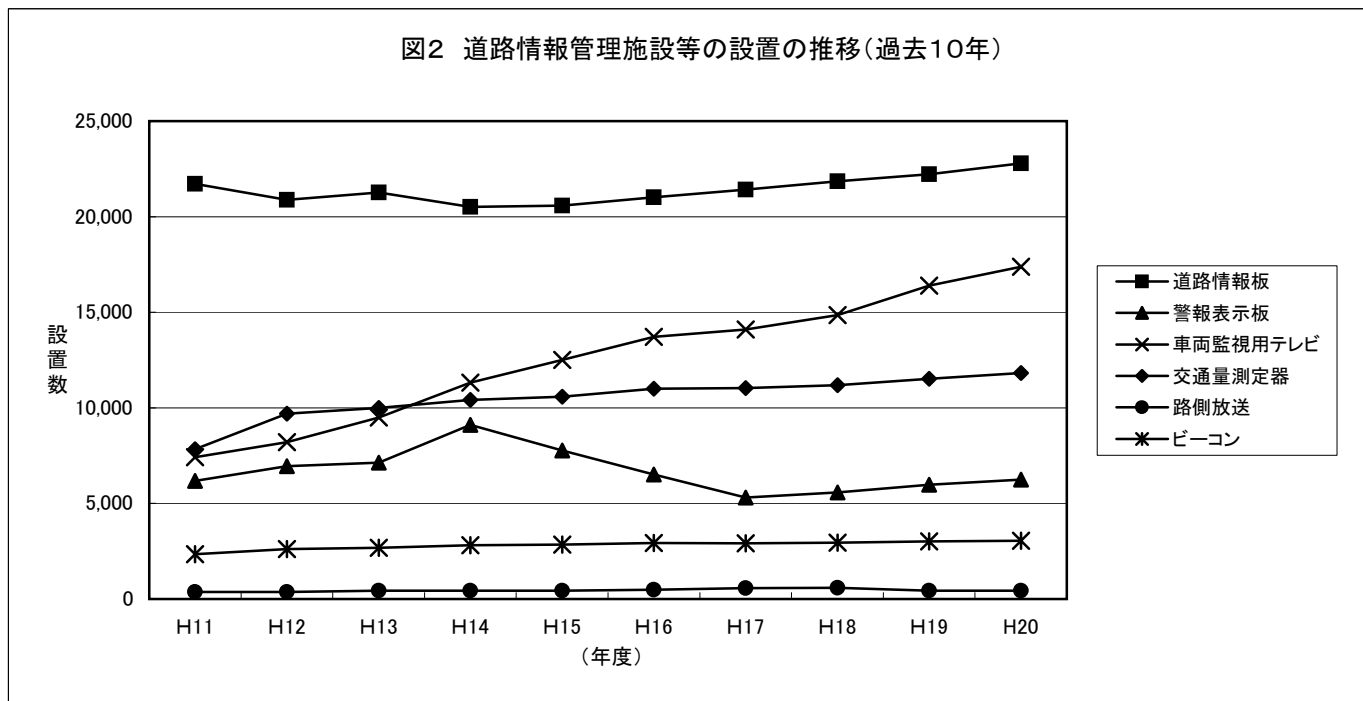


図2 道路情報管理施設等の設置の推移(過去10年)



(2) 気象観測装置の設置状況

平成 21 年 4 月 1 日現在における主な施設の整備状況は、雨量計が 7,410 基、温度計が 6,621 基、積雪深計が 2,590 基、風速計が 2,547 基となっている。(表 2、図 3、図 4 参照)

表 2 気象観測装置の設置状況 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

道路種別	雨量計				温度計			積雪深計			路面凍結観測装置			風速計			視程障害観測装置			
	道路管理者設置		その他の者の設置	計	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計	
	自動伝達	その他																		
高速自動車国道	854	110	0	964	957	8	965	87	50	137	653	97	750	701	2	703	407	13	420	
本州四国連絡道路	14	0	0	14	21	0	21	0	0	0	23	0	23	23	2	25	18	0	18	
都市高速道路	45	0	0	45	120	0	120	11	0	11	80	0	80	59	1	60	21	0	21	
一般国道	指定区間内	1,279	31	54	1,364	1,332	269	1,601	769	59	828	1,005	50	1,055	771	24	795	152	0	152
	指定区間外	157	45	590	792	452	1,003	1,455	452	51	503	308	48	356	115	31	146	82	1	83
都道府県道	371	103	1,445	1,919	574	1,105	1,679	615	103	718	416	84	500	244	72	316	278	24	302	
市町村道	372	350	1,351	2,073	244	277	521	157	213	370	24	18	42	171	128	299	0	1	1	
一般有料道路	東・中・西日本高速道路株式会社	86	24	0	110	89	19	108	0	0	0	94	0	94	74	2	76	24	0	24
	地方道路公社	90	34	5	129	97	54	151	11	12	23	64	18	82	96	31	127	140	13	153
計	3,268	697	3,445	7,410	3,886	2,735	6,621	2,102	488	2,590	2,667	315	2,982	2,254	293	2,547	1,122	52	1,174	

注 (1) 施設は道路管理者が所有しているものを計上し、警察等他機関に貸与しているものを含む。
 (2) 自動伝達式とは、テレメータ等により、自動的に道路管理者の事務所等に観測結果を伝達するものをいう。
 (3) 視程障害観測装置とは、透過率計、ITV 等の霧、吹雪等による視程障害の程度を観測する装置をいう。

図3 気象観測装置の設置状況(平成21年4月1日現在)

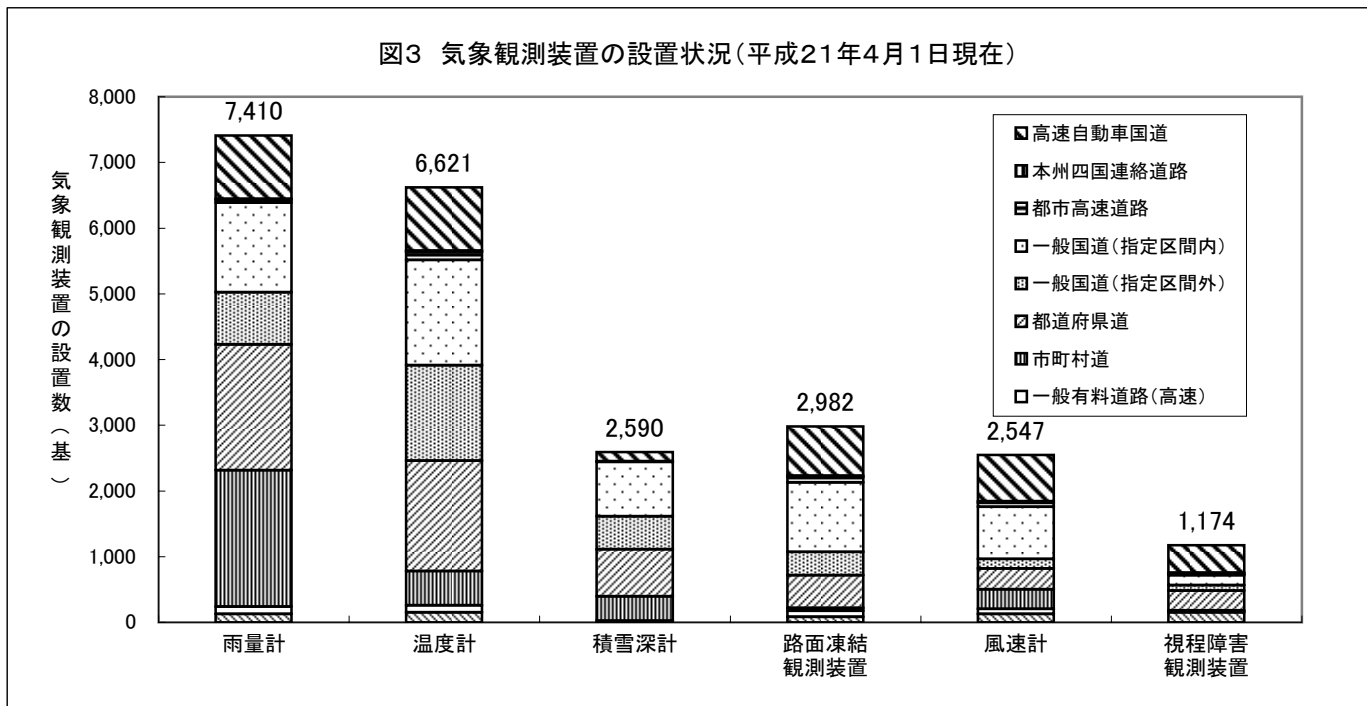
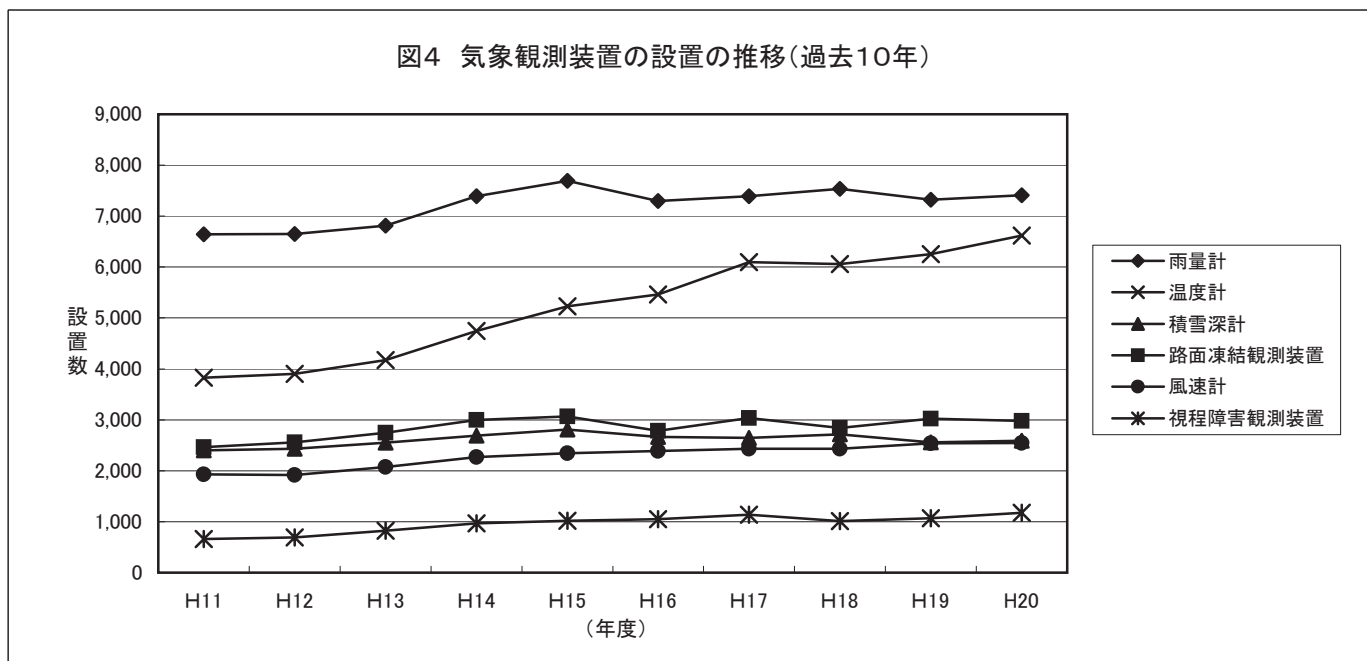


図4 気象観測装置の設置の推移(過去10年)



2 異常気象時の対応

《異常気象時における通行規制実施について》

道路管理者は、道路及びその周辺の状況から、異常気象時において被害が発生するおそれが著しい箇所を含む相当の区間を「異常気象時通行規制区間」として指定するとともに、規制区間毎に道路及びその周辺の状況並びに気象の状況（降雨量、積雪、風速、震度等）に基づき、事前の通行規制を行うための「道路通行規制基準」を作成し、通行止め等の規制をしている。また、その他の区間についても、道路管理者は緊急の必要があるとき、必要な限度において、一時的に通行を規制することができる。

平成20年度の通行止め回数は4,312回となっており、うち豪雨によるものが2,835回と全体の約66%を占めている。元来、台風や大雨が多い気候風土であるのに加え、近年では、予測が困難な、突発的で局地的な豪雨が多く発生していることも要因の一つと考えられる。(表3、図5参照)

表3 異常気象時の通行止回数（平成20年度実績）

原因		豪雨	地震	豪雪	地吹雪	路面凍結	雪崩	霧	強風	波浪	河川氾濫	その他	計	
規制区内外の別														
道路種別														
高速自動車国道	内	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	
	外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	
	計	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	6	56	
本州四国連絡道路	内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	外	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	
	計	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	
都市高速道路	内	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	2	6	
	外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	2	6	
一般国道	指定区間内	内	31	0	2	8	0	7	0	2	6	0	2	58
		外	20	1	4	57	7	1	1	1	4	1	6	103
		計	51	1	6	65	7	8	1	3	10	1	8	161
	指定区間外	内	233	5	11	7	14	1	0	1	0	0	20	292
		外	98	7	12	3	17	2	0	4	0	2	43	188
		計	331	12	23	10	31	3	0	5	0	2	63	480
都道府県道	内	850	10	69	1	25	6	0	6	12	1	85	1,065	
	外	540	21	411	9	39	9	0	8	12	3	125	1,177	
	計	1,390	31	480	10	64	15	0	14	24	4	210	2,242	
市町村道	内	63	0	1	0	1	15	0	0	0	0	6	86	
	外	986	106	10	7	13	3	0	5	7	14	53	1,204	
	計	1,049	106	11	7	14	18	0	5	7	14	59	1,290	
一般有料道路	東・中・西日本 高速道路株式会社	内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方道路公社	内	13	0	32	1	8	2	0	0	0	0	8	64
		外	1	0	5	0	2	0	1	1	0	1	0	11
		計	14	0	37	1	10	2	1	1	0	1	8	75
計	内	1,190	65	115	17	52	31	0	9	18	1	123	1,621	
	外	1,645	135	442	76	79	15	3	19	23	21	233	2,691	
	計	2,835	200	557	93	131	46	3	28	41	22	356	4,312	

注1) 道路管理者が道路法第46条に基づき実施した通行止を、主たる原因別に計上した。

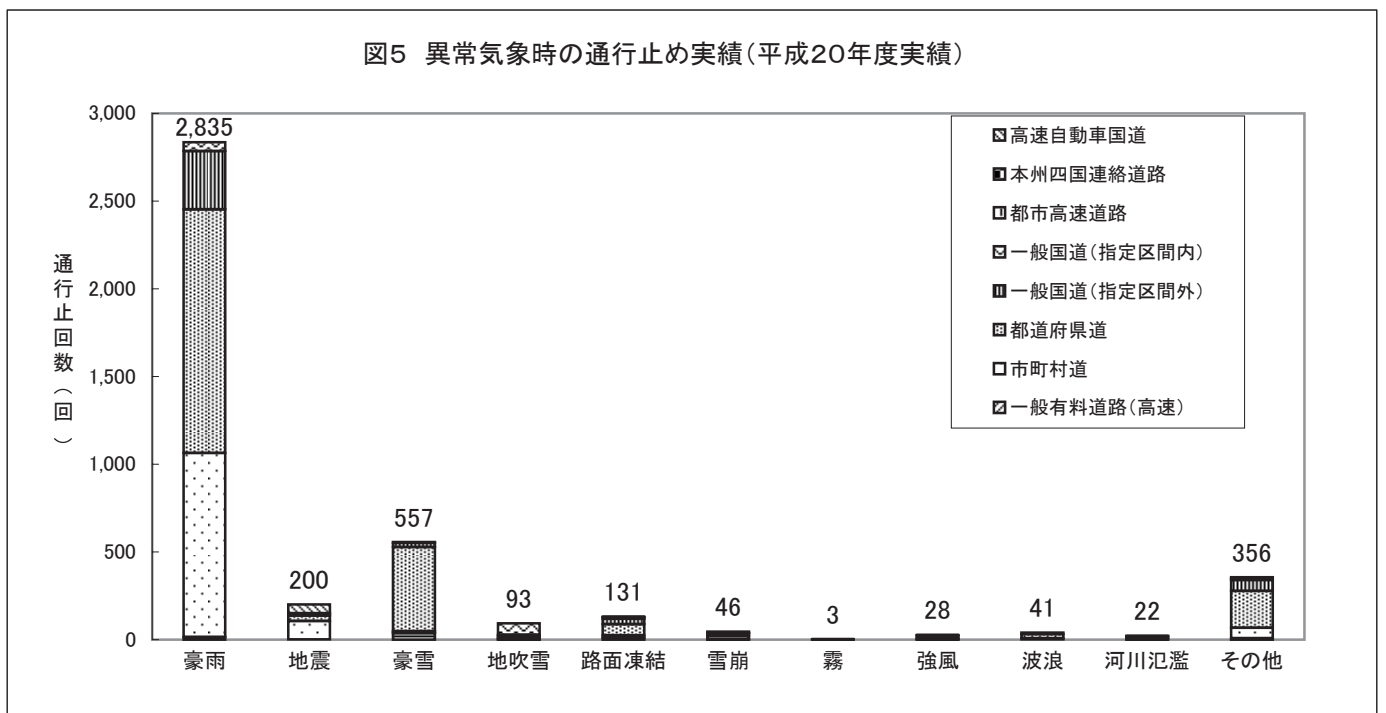
2) 規制区内外の別の「内」は規制区間で実施した規制を、「外」は規制区間で実施した規制をさす。

なお、規制区間とは、「異常気象時における道路通行規制要領」（昭和44年4月1日付け建設省道政発第16号及び第16号の2建設省道路局長通達別紙）第二に規定する異常気象時通行規制区間及び「道路管理の強化について」（昭和45年9月18日付け建設省道政発第84号及び84号の2建設省道路局長通達）記二に規定する特殊通行規制区間をいう。

3) 規制区内外にまたがった通行規制は、区間の長い方に計上した。

4) 通例の積雪による冬季閉鎖など異常気象に伴うものでない通行止は計上していない。

図5 異常気象時の通行止め実績（平成20年度実績）



3 違法車両の取締り等

(1) 特殊車両の取締りについて

① 特殊車両の指導取締り実績

道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう造られており、この規格を超える車両を通行させようとする者は、車両の諸元、積載物の内容、通行経路、通行期間等を申請し、道路管理者による審査・許可を受ける必要がある。このため道路管理者は、車両制限令に定める基準値を超えている車両で、道路法第四七条の二第一項に基づく特殊車両通行許可（以下「通行許可」という。）を受けずに通行している車両及び通行許可の条件に違反して通行している車両の指導取締りを行っている。

指導取締り対象車両 25,087 台のうち、許可を受けずに通行している車両及び許可を受けても通行条件に違反している車両は 10,803 台(43%)と違反車両の割合が多い状況となっている。（表 4、図 6 参照）

表 4 特殊車両の取締り実績（平成 20 年度実績）

道路管理者		取締り活動			対象車両 (台)	違反車両	措置内容					
		回数 (回)	時間 (時間)	人員 (人)			指導警告 (件)	措置命令 (件)	許可取消		刑事告発	
									取締りに 係るもの	事故に 係るもの	取締りに 係るもの	事故に 係るもの
東・中・西日本 高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社 (高速自動車国道)	1,299	11,463	3,891	6,814	2,318	522	1,995	0	0	0	0
	中日本高速道路株式会社 (高速自動車国道)	828	12,447	3,830	6,144	3,575	127	1,613	0	0	0	0
	西日本高速道路株式会社 (高速自動車国道)	986	8,754	3,541	4,188	1,236	251	710	0	0	0	0
	小 計	3,113	32,664	11,261	17,146	7,129	900	4,318	0	0	0	0
本州四国連絡高速道路株式会社		4	49	9	589	2	2	0	0	0	0	0
首都・阪神高速 道路株式会社等	首都高速道路株式会社	1,076	8,499	1,502	800	204	0	273	0	0	0	0
	阪神高速道路株式会社	2,823	16,525	7,300	1,511	971	676	295	0	0	0	0
	名古屋高速公社	363	1,042	250	0	0	0	0	0	0	0	0
	広島高速公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡北九州高速公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	4,262	26,066	9,051	2,311	1,175	676	568	0	0	0	0
地方整備局等	北海道開発局	13	140	29	112	48	44	3	0	0	0	0
	東北地方整備局	47	918	108	349	131	109	22	0	0	0	0
	関東地方整備局	49	780	124	398	200	147	53	0	0	0	0
	北陸地方整備局	12	280	24	200	54	45	1	0	0	0	0
	中部地方整備局	55	488	134	287	200	103	25	0	0	0	0
	近畿地方整備局	167	2,089	362	969	591	570	17	0	0	0	0
	中国地方整備局	82	971	207	623	308	243	12	0	0	0	0
	四国地方整備局	42	481	68	160	64	51	13	0	0	0	0
	九州地方整備局	114	1,706	221	1,007	353	305	48	0	0	0	0
	沖縄総合事務局	18	198	36	104	27	24	3	0	0	0	0
	小 計	599	8,051	1,311	4,209	1,976	1,641	197	0	0	0	0
都道府県		28	373	61	123	57	50	1	0	0	0	0
指定市		3	35	8	3	3	4	0	0	0	0	0
市町村		6	20	11	29	11	11	0	0	0	0	0

一般有料道路	東日本高速道路株式会社	128	986	497	240	193	40	107	0	0	0	0
	中日本高速道路株式会社	2	30	11	26	14	0	0	0	0	0	0
	西日本高速道路株式会社	91	1,004	449	411	228	5	92	0	0	0	0
	地方道路公社	0	0	0	0	15	15	0	0	0	0	0
計		8,236	69,278	22,669	25,087	10,803	3,344	5,283	0	0	0	0

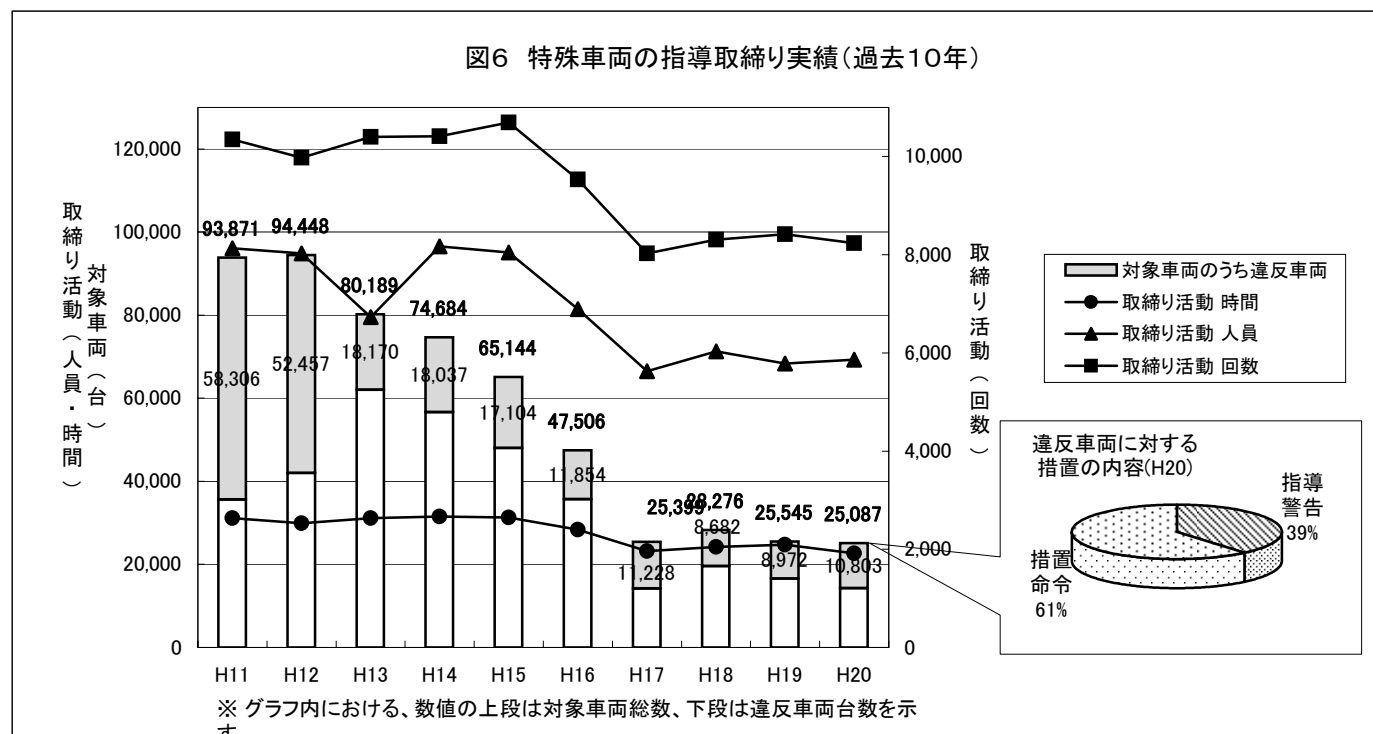
注1) 許可取消、刑事告発以外の欄については、指導取締り基地等における取締りのみを計上し、他の業務に付随して行った取締り（例えば、料金収受業務中に、付随的に料金所の軸重計により違反者を発見し、措置を行った場合。）は含まない。

注2) 許可取消、刑事告発の欄については、指導取締り基地における取締りの際の措置命令違反、常習違反による件数のほか、道路法47条第1項の規定又は許可条件に違反して車両を通行させ、重大事故を発生させたことによるものを含む。

注3) 措置内容の区分は、「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号建設省道路局長通達）別添2「特殊車両の通行に関する指導取締り要領」による。

指導警告：措置命令の必要がない程度が軽微である場合に、文書をもって再発防止等を指導警告すること。

措置命令：違反車両に対し、車両構造の一部取り外し又は積載貨物の分割による重量、寸法の軽減措置、通行の中止、通行条件の遵守等を文書をもって命令すること。



② 違反車両の違反内容

違反件数については、通行許可を受けていない場合が6,634件（約77%）、通行許可を受けている場合が1,969件（約23%）となっており、通行許可を受けないで特殊車両を走行させているケースが多いことがうかがえる。

違反内容としては、通行許可を受けていない場合においては、寸法超過が3,515件、重量超過が2,340件となっており、両方の超過が779件となっている。通行許可を受けている場合においては、重量超過単独での違反が396件で約20%を占めており、重量超過とその他違反198件、経路違反単独が196件とほぼ同数で続き、重量超過に関する違反が依然として多い。（表5、図7参照）

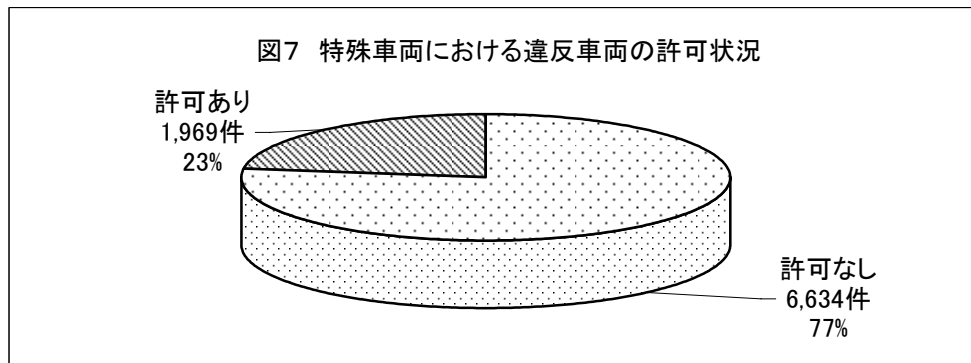
表5 違反車両の違反状況 (平成20年度実績)

道路管理者	違反区分	許可なし (件)				許可あり (件)																合計	
	重量超過	●	-	●	計	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-		-
	寸法超過	-	●	●		-	●	-	-	●	●	-	●	●	●	●	●	-	-	-	-		-
	経路違反	-	-	-		-	-	●	-	●	-	●	●	-	●	-	●	●	●	●	-		
	その他違反	-	-	-		-	-	-	●	-	●	●	●	-	-	●	●	-	●	●			
計																							
日本高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社	952	994	157	2,103	50	6	28	0	5	0	0	0	36	25	4	0	48	0	13	215	2,318	
	中日本高速道路株式会社	909	380	105	1,394	84	4	0	109	0	5	0	0	9	0	6	0	0	0	0	217	1,611	
	西日本高速道路株式会社	290	431	39	760	86	13	23	10	18	4	11	4	50	38	15	7	0	0	0	279	1,039	
	小計	2,151	1,805	301	4,257	220	23	51	119	23	9	11	4	95	63	25	7	48	0	13	711	4,968	
本州四国連絡高速道路株式会社		2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
首都・阪神高速道路株式会社等	首都高速道路株式会社	17	86	10	113	0	2	0	0	1	0	0	2	27	5	5	48	1	0	0	91	204	
	阪神高速道路株式会社	6	903	37	946	2	0	0	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	25	971	
	名古屋高速公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	広島高速公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	福岡北九州高速公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	23	989	47	1,059	2	2	0	0	1	0	0	2	50	5	5	48	1	0	0	116	1,175	
地方整備局等	北海道開発局	0	20	1	21	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	23	27	48	
	東北地方整備局	3	42	24	69	5	1	2	1	0	0	0	0	1	0	1	0	7	0	44	62	131	
	関東地方整備局	6	72	19	97	6	6	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	31	4	39	90	187	
	北陸地方整備局	1	5	0	6	4	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	0	3	0	36	48	54	
	中部地方整備局	11	39	31	81	40	0	1	8	0	0	1	0	5	2	1	0	5	4	55	122	203	
	近畿地方整備局	14	115	189	318	44	13	4	49	5	18	8	10	5	6	11	0	38	13	49	273	591	
	中国地方整備局	10	50	41	101	21	6	0	13	0	0	0	1	6	1	2	0	14	1	143	208	309	
	四国地方整備局	2	22	7	31	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	25	33	64	
	九州地方整備局	4	192	46	242	1	4	3	6	4	1	1	0	3	5	0	4	11	5	63	111	353	
	沖縄総合事務局	0	5	4	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	16	18	27	
小計	51	562	362	975	127	31	10	79	9	19	10	11	24	18	21	4	109	27	493	992	1,967		
都道府県		8	14	4	26	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11	27	53	
指定市		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
市町村		29	29	2	60	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	38	98	
一般有料道路	東日本高速株式会社	43	61	23	127	14	3	11	0	3	0	0	0	9	8	0	0	16	0	2	66	193	
	中日本高速株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	西日本高速株式会社	33	40	40	113	5	12	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	18	131	
	地方道路公社	0	15	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	
	小計	76	116	63	255	19	15	11	0	3	0	0	0	10	8	0	0	16	0	2	84	339	
計		2,340	3,515	779	6,634	396	75	72	198	37	28	21	17	179	94	51	59	196	27	519	1,969	8,603	

注1) 違反内容の区分については、以下のとおり。

- ①無許可：道路法第47条の2第1項に基づく特殊車両通行許可を有しない場合。
 - 重量超過-車両総重量、軸重、隣接軸重及び輪荷重について車両制限令第3条に規定する限度を超えて道路を通行していた場合。
 - 寸法超過-幅、高さ及び長さについて車両制限令第3条に規定する限度を超えて道路を通行していた場合。
- ②許可有り：何らかの特殊車両通行許可を有する場合。
 - 経路違反-許可証と通行経路が異なる場合。
 - 積荷違反-許可証の積載貨物と積荷が異なる場合。
 - 重量超過-許可証の許可重量(総重量、軸重等)を超える場合。
 - 寸法超過-許可証の許可寸法(幅、高さ及び長さ)を超える場合。
 - 条件違反-条件書の許可条件(徐行条件、時間制限等)に違反した場合。
 - その他-その他の許可証及び条件書の記載内容違反、許可証不携帯等。

2) 1台の車両に複数の違反内容が該当する場合は、各々1件として計上している。



③ 車両取締り機器の設置状況

道路法に違反して道路を通行する車両の指導取締りを行うため、道路管理者は、車重計、軸重計等の車両重量測定機器の設置を行っている。

設置されている測定機器の基数については、軸重計の1,824基が最も多く全体の約50%を占めている。(表6、図8参照)

表6 取締り機器(定置式)の設置状況(平成21年4月1日現在)

機器		車重計		軸重計		輪荷重計		車高計		計	
		箇所数	全基数 (カメラ付き)	箇所数	全基数 (カメラ付き)	箇所数	全基数 (カメラ付き)	箇所数	全基数 (カメラ付き)	箇所数	全基数 (カメラ付き)
道路種別											
高速自動車国道		176	176 (0)	698	954 (0)	0	0 (0)	306	646 (0)	1,180	1,776 (0)
本州四国連絡道路		6	6 (0)	28	28 (0)	0	0 (0)	30	54 (0)	64	88 (0)
都市高速道路		6	6 (0)	263	583 (525)	1	1 (0)	324	642 (0)	594	1,232 (525)
一般国道	指定区内	105	106 (13)	43	60 (52)	3	3 (1)	31	36 (13)	182	205 (79)
	指定区外	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)
都道府県道		12	12 (0)	1	1 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	13	13 (0)
市町村道		0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)
一般有料道路	東・中・西日本 高速道路株式会社	22	23 (0)	139	195 (0)	0	0 (0)	53	85 (0)	214	303 (0)
	地方道路公社	6	6 (2)	1	3 (0)	0	0 (0)	14	33 (0)	21	42 (2)
計		333	335 (15)	1,173	1,824 (577)	4	4 (1)	758	1,496 (13)	2,268	3,659 (606)

注1) 管理を警察等他機関に委託しているものを含め、道路管理者が所有するものを計上している。

2) 機器の分類は次のとおり。

車重計 : 車両総重量を一度に計測する装置

軸重計 : 一つの車軸の荷重を計測する装置

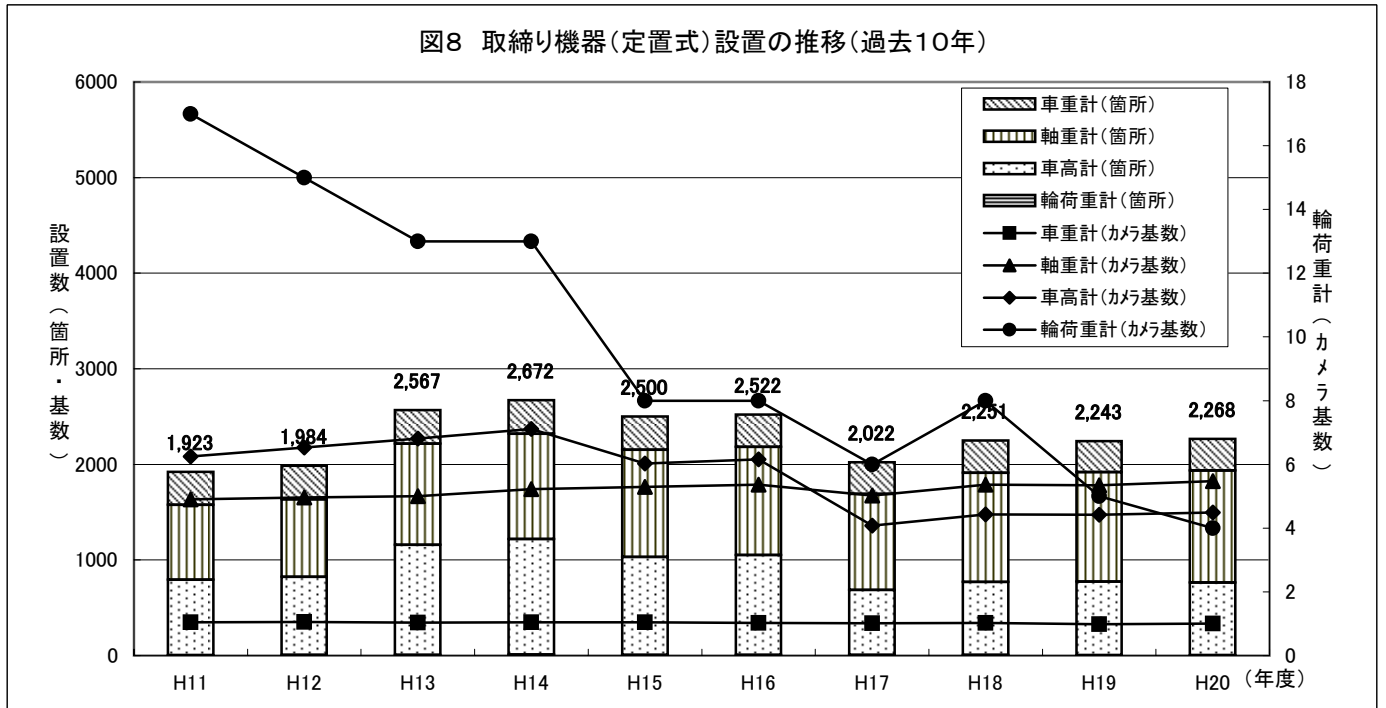
輪荷重計 : 一つの車輪の荷重を計測する装置

3) 設置箇所数については、

①同一地点であっても、上下線それぞれに設置している場合は、2箇所

②料金所等に複数のブースがあり、各々に機器が設置してある場合は、全体で1箇所として計上している。

4) 基数欄の()には、違反取締り用カメラを有するものを内数で示す。



(2) 路上放置車両の処理について

近年、路上放置車両は減少傾向にあり、平成20年度分の発見台数で見ても、19年度の13,620件から8,420件と約40%減少している。(表7参照、図9の放置車両発見台数は、前年度以前からの繰越分を含んでいる)これは、平成17年の自動車リサイクル法の施行、及び平成18年の違法駐車対策に伴う車検拒否制度の導入による民間の駐車監視員の巡回などが効果として現れたと考えられる。

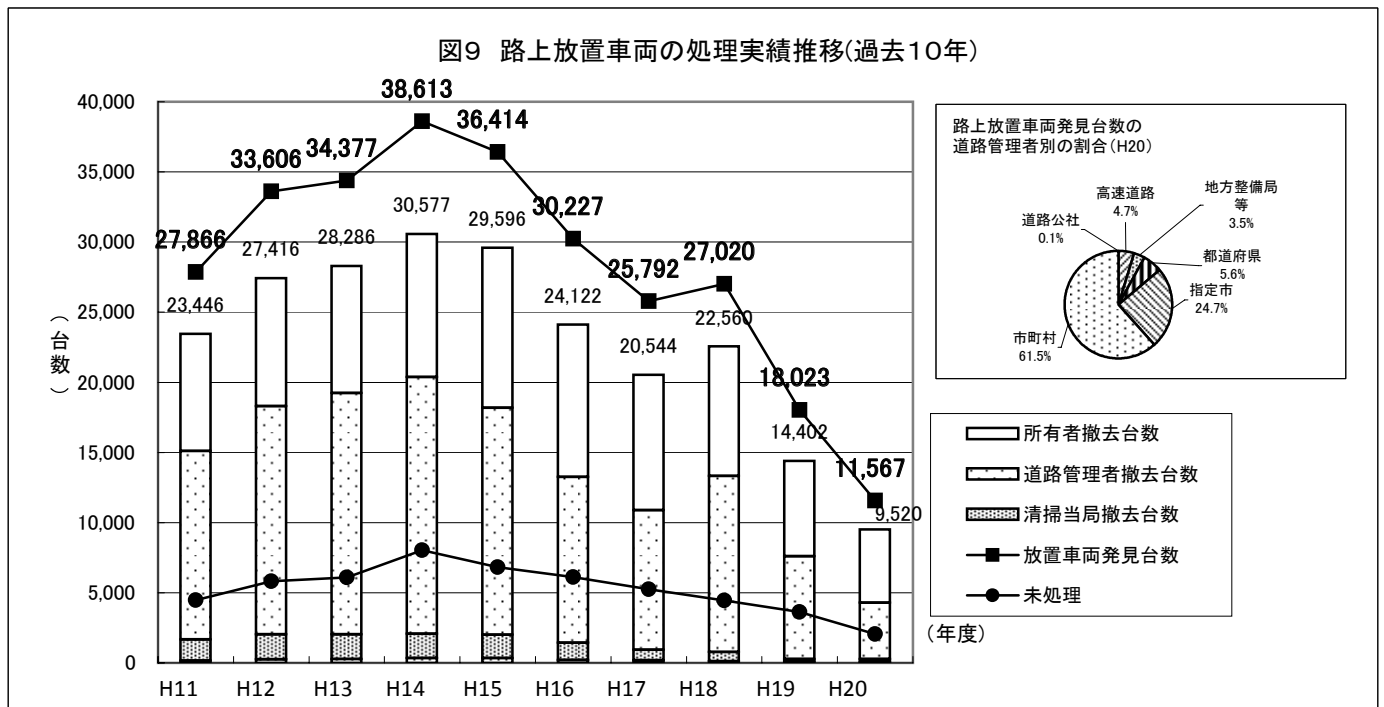
特徴として、平成20年度の路上放置車両発見台数は、前年度からの繰越分を含め全体で11,567台であるが、このうち9,967台(約86%)が指定市及び市町村におけるものである。また、指定市及び市町村の右記台数のうち6,209台(約62%)が、東京都、大阪府及び愛知県内におけるものであり、路上放置車両発見台数の半数強が三大都市圏で発見されている。(表7、図9参照)

表7 路上放置車両の処理実績(平成20年度実績)

道路管理者	放置車両発見台数	放置車両処理台数						未処理
		所有者撤去台数	道路管理者撤去台数		清掃当局撤去台数	警察撤去台数	計	
			廃棄物	違法放置物件				
東・中・西日本高速道路株式会社	142 (289)	62 (46)	3 (19)	12 (50)	0 (0)	2 (1)	79 (116)	63 (173)
本州四国連絡高速道路株式会社	5 (4)	4 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (2)	1 (2)
首都・阪神高速道路株式会社等	105 (0)	65 (0)	0 (0)	32 (0)	0 (0)	8 (0)	105 (0)	0 (0)
地方整備局等	186 (214)	61 (23)	70 (45)	7 (70)	0 (1)	3 (1)	141 (140)	45 (74)
都道府県	524 (123)	401 (66)	76 (16)	8 (2)	0 (0)	5 (1)	490 (85)	34 (38)
指定市	2,229 (624)	1,133 (170)	458 (123)	250 (24)	72 (75)	9 (0)	1,922 (392)	307 (232)
市町村	5,224 (1,890)	2,343 (850)	856 (446)	1,275 (170)	22 (39)	36 (6)	4,532 (1,511)	692 (379)

地方道路公社	5 (3)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	5 (2)
計	H20分	8,420	4,069	1,463	1,584	94	63	7,273
	繰越分	(3,147)	(1,155)	(652)	(316)	(115)	(9)	(2,247)
	合計	11,567	5,224	2,115	1,900	209	72	9,520

- 注1) ここでいう「車両」には、自転車等の「軽車両」は含まない。
2) 発見台数には、道路管理者がパトロール時等に自ら発見した場合のほか、通報を受けた結果発見した場合も含む。
3) 所有者撤去台数には、所有者が判明し、道路管理者が所有者に撤去させたものを計上している。
4) 道路管理者撤去台数には、道路管理者が費用を負担して（路上放棄車処理協会から寄付を受けた場合も含む）、自ら又は回収業者に依頼して撤去した台数を計上している。
5) 清掃当局撤去台数には、道路管理者が清掃当局に連絡して処理を任せたものを計上している。
6) 警察撤去台数には、道路管理者が警察に連絡し、刑事事件にかかわる可能性などから警察が撤去する旨回答を得たものを計上している。
7) 上段は当該年度分。下段括弧書きは、前年度以前からの繰越分。ただし、繰越分が把握できない管理者分は計上していない。



放置車両処理台数のうち、道路管理者が撤去した台数は4,015台であり、19年度の7,310台から減少しているものの処理台数全体に占める割合は42%と未だ多い状況にある。また、未処理台数は2,047件で発見台数の18%を占め、こちらも前年度から減少しているものの依然として多くの車両が処分されず、次年度以降に繰り越される現状にある。このような連鎖を早く終わらせるため、警察当局と連携し、今後とも路上放置車両対策に取り組んでいかなければならない。

3 おわりに

異常気象による災害を防止し、被害を被らないようにするためには、まず、将来発生すると考えられる災害の諸現象を推定し、それに基づいて防災計画を立てることになるが、防災計画を立てる上に二つの方策が考えられる。第一は施設の強化によって災害を防止する施設対策であり、第二は被害を被らないようにする避難対策である。施設対策はある程度の被害を防止することは可能であるが、完全に防止することは不可能であるから、ある程度以上の異常気象に対しては、その予報を確実に行って避難をし、危険と判断した時には当該区域から待避することが必要である。したがって、ある程度以上の異常気象に対しては、

施設対策と避難対策の2つを併用する必要がある。避難対策として道路管理者がとるべき方策は、異常気象時において被害が発生するおそれが著しい区間を事前通行規制し、災害を未然に防止することである。これは、気象という未知数の現象を相手にするため、道路を管理する上での非常に高度な判断と対応が求められるが、道路を物理的に通れなくすることで、人が災害に遭遇する確率をゼロに近づけるための有効な手段である。このため、道路管理者は予報の精度を高め、基準値を超えた場合には迅速に対応できる態勢を万全にしておくとともに、日頃から関係機関との協力体制、情報収集・提供体制を整備しておく必要がある。

また、道路法は道路構造の保全、交通の危険防止のため、道路との関係において必要とされる車両についての制限を定めており、制限を超える大型車両が通行するためには道路管理者の許可を受けることとされているが（特殊車両通行許可制度）、依然として無許可又は許可の条件に違反する車両が多い。我が国においては、高度経済成長期に造られた橋梁等の高齢化が急速に進む中で道路への負荷を軽減することが従前にも増して求められており、本制度に係る指導取締り体制や関係機関との連携を一層強化していく必要がある。

以上のような道路管理上のさまざまな課題を検討するための資料として、全国の道路管理者に本調査結果を日々の業務に活用していただければ幸いである。

最後に、本調査にご協力いただいた全国の担当各位に、この場をお借りして御礼を申し上げたい。